

第3回 官製談合再発防止に係る第三者委員会 次第

日時：令和4年4月6日（水）

午前10時～

場所：道の駅富士川

2階水防対策室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- ・これまでの意見等のまとめについて
- ・再発防止に係るの報告書（案）について

4. その他

5. 閉会

意見集約

土橋委員

- ・町長が指名会議後に参加業者の入れ替えは、可能なのか？実際にできるのか？
- ・町長の判断で、適切ではない業者を適切な業者へ入れ替えることはあり得るのか？
- ・決裁権限のある町長が、最終決裁時に業者の入れ替えを指示すること、担当課へ業者選定を指示することが、明確に駄目であると書かれていない。自分の考えを伝えることで、最終的に責任を取るの自分ということではないか。
- ・町長が業者入れ替えを指示する場合、正当な理由か、不正な理由か傍目からは分からない。
- ・公益通報は、通報者の保護が大切である。

江藤委員長

- ・指名競争の業者などを決める責任は町にある。選考委員会ではない。
- ・今回の事件は、倫理的な問題であるため、ルールをどうしようということではないが、再発防止にはその辺も考慮して検討しなければならない。
- ・公表ルールがあったが、公表していないため、一般の方は分からない。
- ・一般競争入札の対象を広げること、職員研修をすることは良いと思う。しかし、ルールの明確化、予定価格や最低価格などの透明性を上げる必要があること、オンライン（電子入札）の導入、総合評価方式の導入、公益通報システムの導入（単調で無理なら一部事務組合）、急遽設計業務が必要になった場合の対応で、業者見積り、ポンチ絵、設計図面などの依頼方法を検討する。
- ・研修程度ではなく、一般競争入札を抜本的に変えたい。総合評価方式と連動させた政策型の入札とすることができないか？
- ・地域の業者だからさせるということではなく、地域の中でも目指す政策が合致している業者というような地域貢献を考えると良い。
- ・総合評価方式では、環境への取組み、女性技術者の雇用、障害者雇用などの取組みを重視する方式。
- ・再発防止の取組みについては、直ぐにやるものと網羅的に取組むことが必要である。
- ・今回の入札制度の改革は、町長の関与をできるだけ排除することになっているが、職員にもあり得ることを前提に取組まなければならない。再発防止が変わ

ってしまう。

若尾委員

- ・公表基準を明確化し、業者選定理由を公表するのであれば、誰が選ばれたかわかり、疑問が生じれば、どうしてかという判断や評価をいただくことができる。
- ・地域貢献を重視した入札制度など
- ・公益通報についての罰則は、言った言わないということではなく、バランスの取れた運用が必要である。責任者にも厳しいものにする。

第1回 官製談合再発防止に係る第三者委員会 問題点と課題

日時：令和4年 2月10日（木）

午前9時30分

場所：本庁舎1階会議室

委員からの問題点

土橋先生

選定している委員会以外の場面で、町長が指示をした事実がある。

- ・ 本来的な選定の部分
- ・ 町長から関与があったときにどうするか
- ・ 町長の指示に対して除外できる明確な基準、仕組みをどうするのが重要な話（町長がどんな行動をとっても、入札の関係や公平性が保たれるようにするべき。職員向けになるのかもしれないし、審議の目を入れるのかもしれないし、だれが町長になっても公平性が保たれるのが重要でないのかと思う）
- ・ 職員がこの件について意識を改革するためにどうしていくのか。

江藤先生

- ・ 一般競争入札が原則。指名競争が常態化していた。
- ・ 技術力や経験など競争入札の細かい基準がないため、町長の指示が通った。
- ・ 議会や監査でも指摘がなかった
- ・ 行政内部の議論ではなく、監査がどうやっていたのかが気になる。単に金のことだけではなくもっと突っ込めないのかということがある。
- ・ 落札率が高い。
- ・ 事前に費用算定、図面など設計の準備を頼んでいる。
- ・ 積算の専門的な人がいない。
- ・ 入札について、問題が起きた場合の第三者機関外部監視を設置していない。
- ・ 入札を今までのように価格だけではなく、地域や環境、女性、障がい者、賃金等の総合評価をすると地域が活性化していくような議論になると思う。富士川町方式の総合評価入札ということをやってもらいたい。
- ・ 入札は大事だから要領ではなくて条例。こういうのを視野に入れながらやりたい。
- ・ 第三者委員会の話ではなくて、議会、議論、ルールや基準だけでなくもっとチェックということを視野に入れてほしい。
- ・ 競争入札の基準がない。
- ・ 町長との関係性。

- ・問題があった時の窓口が必要。

若尾先生

- ・町長からの指示が慣例としてあったことに対し職員の中で過去に議論や問題にならなかった。
- ・制度があるのに守ってないところや、そもそも制度がなかったり、曖昧な部分がある。
- ・三者の目が入る体制を形式上や法に則ってやっていくことを町としてやりきれるかという問題があって、それを避けてきたことがこのようなことになっていた。
- ・公開や公表しても指摘されない恥ずかしくない形にしていく。
- ・三者の目が入る入札監視委員会を設置する。
- ・可能な限りほかの市町村や県でどのような入札制度をつくって行っているのかを調べてもらいたい。

町としての反省点

- ・一般競争入札が極端に少ない。
- ・実績の誤解。
- ・職員の意識が低い。
- ・指名競争入札で、業者選定した理由がない。
- ・公表のルールが欠けている。

これからの課題

- ・一般競争入札を拡大したときの金額をどうするか。
- ・職員の意識改革、スキルアップ。
- ・入札制度の研修を行う。
- ・職員が相談できる場所の設置。

令和4年 月 日

富士川町長 望 月 利 樹 様

富士川町官製談合再発防止
に係る第三者委員会
委員長 江 藤 俊 昭

官製談合防止法違反事件に係る再発防止について（答申）

令和3年11月17日に当時の富士川町長志村学が官製談合防止法違反で逮捕され、同年12月7日に加重収賄で再逮捕された事件について、慎重に審議した結果、下記のとおり別添報告書を添えて、答申します。

今後、再発防止策の具体的な取り組みについて真摯に検討し、実施されることで、公正かつ公平な入札契約の実現を図るとともに、市民の信頼回復に寄与されることを強く希望します。

記

1. 事件の発生の要因
2. 富士川町の入札制度の現状と課題
3. 再発防止策

富 士 川 町

官製談合再発防止に係る第三者委員会報告書(案)

令和4年 月 日

富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会

目 次

はじめに

1. 富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会

- ◆組織、委員構成

- ◆開催状況

- ◆富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

2. 本件事案の概要

- ◆事件に至る経緯や背景

- ◆便宜供与を行った 2018 年 2 月以降の総合建築設計事務所の受注状況

- ◆富士川町の契約及び競争入札制度の現状

3. 発生事件の原因及び問題点

- ◆入札制度の問題点

- ◆その他

4. 本件事案の発生後の富士川町の取組み

- ◆入札制度等あり方検討会

- ◆職員研修

- ◆町内建設業者 4 業種（土木、建築、電気、水道）代表者との意見交換会

5. 再発防止策の提言

- ◆一般競争入札について

- ◆指名競争入札について

- ◆指名選考委員会について

- ◆随意契約について

- ◆入札及び契約の適正化について

- ◆その他

おわりに

はじめに

令和3年11月17日、当時の富士川町長 志村 学 が、町発注の「農業体験宿泊施設建設工事設計業務」に関する指名競争入札で、官製談合防止法違反の疑いで逮捕される事件が発生した。

さらに、12月7日には、「学校給食センター実施設計業務」の指名競争入札に関する官製談合防止法違反の疑い及び設計業務に便宜を図る見返りに、300万円の賄賂を受け取ったとして、加重収賄の容疑で再逮捕された。また、同日「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務」における指名競争入札に関する官製談合防止法違反の疑いで追送検された。

今般の事件では、町のトップが逮捕されるという前代未聞の事態となり、富士川町の入札制度だけでなく、行政に対する町民の信頼を大きく損ねたものとなった。

こうしたことから、町ではこの事態を極めて深刻に受け止め、発生に至った経緯や課題の抽出、再発を防止するための対策を、町幹部職員で組織する「富士川町入札制度等あり方検討会」を立ち上げ、入札制度等改革報告書を作成した。

また、令和4年1月17日、新たに就任した 望月利樹 町長は、さらに町民に対する信頼回復や入札制度に対する透明性、公平性を図るため、有識者による官製談合再発防止に関わる第三者委員会を設置することとした。

本委員会では、本件事案の実態把握の調査や検証を行い、問題点を洗い出すなど、再発防止に向けた提言をすることとした。

1. 富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会

◆組織構成

委員長 江藤俊昭（学識経験者）大正大学教授
委 員 土橋 順（弁護士）土橋法律特許事務所
委 員 若尾和成（税理士、行政書士）若尾会計事務所

◆開催状況

令和4年2月10日（木）午前9時30分～

協議内容

事件の事実関係及び実態把握について
現状の入札制度等について
幹部職員がまとめた入札制度等改革報告書について

令和4年3月17日（木）午後3時～

協議事項

事件の事実関係の再確認について
現在の入札制度の課題の抽出、改善点について
新たな入札制度の意見交換について

令和4年4月6日（水）午前10時～

協議事項

令和4年4月27日（水）午前10時～

協議事項

令和4年5月 日（ ）午前10時～

協議事項

◆富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

令和4年1月31日制定

(設置)

第1条 本町において発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に抵触する事案(以下「本町事案」という。)に関し、その再発を防止するため、富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 本町事案の事実関係その他の実態把握に関すること。
- (2) 本町事案の再発防止に係る具体的方策に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の全員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて町長に報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、管財課において所管する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会委員の項の次に次の項を加える。

官製談合再発防止に係る第三者委員会委員	1回	10,000円
---------------------	----	---------

2. 本件事案の概要

◆事件に至る経緯や背景

今回の事件は、前富士川町長 志村 学（以下「前町長」という。）が、大型公共工事7大事業を打ち出したため、総合建築設計事務所 小林 一所長（以下「小林所長」という。）が、大型事業に参入したいと考えたことから、2018年2月頃に飲食接待の場を設け、前町長に近づいたことに端を発し、小林所長は、2018年4月の富士川町長選挙において、相手候補の誹謗中傷ビラを作成し、配布するなどした、裏選対活動を展開し選挙活動の協力を行った。

2018年7月に執行した「富士川町学校給食センター実施設計業務委託」の指名競争入札では、業務を受注したいと考えた小林所長は、知人を介して前町長に指名業者のリストを渡し、自社が有利になるよう働きかけた。前町長は、選挙協力を恩義に感じ、既に指名選考委員会で選考した参加業者1社の入れ替えを行い、その後、小林所長へ予定価格を伝えた。

小林所長は、本業務を受注ができたことから、同年7月29日小林所長の事務所において、謝礼100万円を前町長に渡した。

2019年3月に執行した「富士川町新庁舎建設基本設計業務委託」のプロポーザルでは、飲食接待の場を設け、自社が有利な評価基準になるよう働きかけたが、評価基準等の事務が進捗していることを理由に断られた。

2020年4月には、受注していた「富士川町学校給食センター施工監理業務委託」の委託料が入金されたため、小林所長は同年4月25日今後も便宜を図ってもらうため、封筒に入れた100万円を前町長へ手渡した。

2021年1月に執行した「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務委託」では、受注したいと考えた小林所長は、2020年12月に指定する業者を前町長に伝え、前町長はそれをメモに書き写し産業振興課長に渡し、指名業者とするよう指示した。また、その後、2021年1月に、前町長は予定価格を小林所長に伝え、小林所長の事務所はその業務を受注した。

2021年4月に執行した「富士川町農業体験宿泊施設建設工事設計業務委託」では、前町長は「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務委託」で指名した業者に、小林所長が指定する業者1社を加えた6者を、産業振興課長に伝え、指名業者の選定を指示した。また、予定価格を小林所長へ伝え、小林所長の事務所はその業務を受注した。

2021年6月27日小林所長は、今後も便宜を図ってもらうため、自身の事務所です100万円の入った封筒を前町長へ手渡し、前町長もその趣旨を分かっているながら受け取った。

以上が、前町長と小林所長との間で行われた、官製談合及び贈収賄事件の全貌である。

◆便宜供与を行った 2018 年 2 月以降の総合建築設計事務所の受注状況

参考資料「資料 1」を添付

【2018 年 5 月】指名競争入札

業務名：富士川町町民体育館解体工事等設計業務

【2018 年 7 月】指名競争入札

業務名：富士川町学校給食センター実施設計業務

【2019 年 3 月】公募型プロポーザル方式

業務名：富士川町新庁舎建設基本設計公募型プロポーザル業務

【2019 年 4 月】随意契約

業務名：富士川町学校給食センター施工監理業務

【2019 年 7 月】随意契約

業務名：富士川いきいきスポーツ公園管理棟建築主体工事監理業務

【2020 年 5 月】随意契約

業務名：富士川町新庁舎建設実施設計業務委託

【2021 年 1 月】指名競争入札

業務名：道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務

【2021 年 2 月】随意契約

業務名：新庁舎省エネルギー性能（BELS）評価申請業務

【2021 年 4 月】随意契約

業務名：道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事实施設計業務

【2021 年 4 月】指名競争入札

業務名：富士川町農業体験宿泊施設建設工事設計業務

【2021 年 8 月】随意契約

業務名：道の駅富士川農産物加工所増築他改修工事監理業務

業務名：富士川町農業体験宿泊交流施設建設工事監理業務

※事件発生後、2021 年 8 月の業務 2 件は、業務継続不能のため契約を解除する。

◆富士川町の契約及び競争入札制度の現状

○随意契約…参考資料「随意契約事務要領」を添付

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による金額

工事 130 万円未満

委託 50 万円未満

物品 80 万円未満

※本町も、同施行令と同額の運用を行っている。また、同施行令同項第 2 号から第 9 号までに該当する場合は、この金額によらないことができる。

【参考 県内市の状況】富士吉田市、韭崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市で同様の金額を使用する。また、甲府市、都留市、上野原市は、物品 50 万円未満、北杜市は、委託 150 万円未満である。

○指名競争入札…参考資料「指名競争入札事務処理要領」を添付

指名競争入札事務処理要領に基づき事務執行をする

対象事業：おおむね 1 億円（予定価格）未満

指名業者の数：財務規則 186 条では、5 者以上、事務処理要領では次のとおり定めている

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 予定価格が 500 万円未満 | 5 者以上 |
| (2) 予定価格が 500 万以上 5000 万円未満 | 6 者以上 |
| (3) 予定価格が 5000 万円以上 | 8 者以上 |

※本町では、財務規則で定める随意契約の金額以上で、指名競争入札事務処理要領で示す「おおむね 1 億円未満」で執行する。

【参考 県内の市の状況】

工事対象	500 万円未満	上野原市
	1000 万円未満	甲府市、南アルプス市
	2000 万円未満	都留市
	3000 万円未満	富士吉田市、韭崎市、北杜市、中央市
	5000 万円未満	山梨市、大月市、甲州市

委託		物品	
500 万円未満	南アルプス市	200 万円未満	甲府市
1000 万円未満	韭崎市、上野原市	500 万円未満	南アルプス市
2000 万円未満	北杜市	1000 万円未満	韭崎市、上野原市
3000 万円未満	甲府市、富士吉田市	2000 万円未満	北杜市
		3000 万円未満	富士吉田市

○一般競争入札…参考資料「一般競争入札事務処理要領」を添付

一般競争入札事務処理要領に基づき事務執行をする

対象工事：予定価格1千万円以上

入札の方法：次のとおり実施する

(1) 予定価格が2億円以上の工事は通常一般競争入札とする

(2) 予定価格が2億円未満の工事は一般競争（事後審査型）入札とする

2 上記の規定にかかわらず2億円未満の工事においても技術的難易度を求める場合及び、特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札とする。

※本町では、指名競争入札の金額「おおむね1億円以上」の工事を対象に、一般競争入札として運用する。

【参考 県内の市の状況】

工事対象	130 万円以上	甲斐市、笛吹市
	500 万円以上	上野原市
	1000 万円以上	甲府市、南アルプス市
	2000 万円以上	都留市
	3000 万円以上	富士吉田市、韮崎市、北杜市、中央市
	5000 万円以上	山梨市、大月市、甲州市

委託		物品	
50 万円以上	甲斐市、笛吹市	80 万円以上	甲斐市、笛吹市
500 万円未満	南アルプス市	200 万円未満	甲府市
1000 万円未満	韮崎市、上野原市	500 万円未満	南アルプス市
2000 万円未満	北杜市	1000 万円未満	韮崎市、上野原市
3000 万円未満	甲府市、富士吉田市	2000 万円未満	北杜市
		3000 万円未満	富士吉田市

○指名選考委員会…参考資料「建設工事等請負業者指名選考委員会要領」を添付

富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会要領に基づき執行する

委員構成：副町長、会計管理者、政策秘書課長、財務課長、管財課長、土木整備課長、都市整備課長、上下水道課長、案件のある担当課長

委員会の所掌事務

(1) 一般競争入札の参加資格を定める場合の当該資格の適否

(2) 一般競争入札の入札参加申請者の審査

(3) 指名競争入札の場合の当該入札方式の適否

(4) 指名競争入札の場合の指名業者の選考

秘密の厳守：審議は公開しない

会務の決定：2分の1以上が出席し、過半数の同意をもって決定する

※本町では、指名業者数の基準、委託業務における有資格者数を定める基準、業務実績や指名実績を用いて選定する。

○過去5年間の契約及び競争入札の内訳

随意契約一覧表

年度	年間保守	工事	委託	物品	計
令和2年度	158件	157件	142件	63件	520件
令和元年度	206件	169件	136件	45件	556件
平成30年度	196件	166件	139件	34件	535件
平成29年度	201件	167件	99件	43件	510件
平成28年度	210件	161件	106件	37件	514件

※地方自治法施行令第167条の2第1項による随意契約の集計

一般競争入札と指名競争入札の別

年度	一般競争	指名競争	計
令和2年度	0件	133件	133件
令和元年度	4件	115件	119件
平成30年度	2件	158件	160件
平成29年度	1件	151件	152件
平成28年度	0件	140件	140件

※一般競争入札の執行は、特定建設工事共同企業体による通常一般競争入札

業務別の競争入札の内訳

年度	全体		委託		物品		工事	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
R2	92.4%	133件	92.9%	40件	79.1%	26件	97.2%	67件
R元	94.6%	119件	91.4%	32件	87.4%	8件	96.6%	79件
H30	94.7%	160件	92.7%	45件	94.1%	9件	97.8%	106件
H29	93.6%	152件	87.5%	43件	91.4%	8件	96.4%	101件
H28	91.8%	140件	92.1%	42件	91.1%	10件	91.8%	88件

※落札率は、全件数の平均値を掲載する

3. 発生事件の原因及び問題点

◆入札制度の問題点

○一般競争入札事務処理要領については、山梨県建設工事に係る一般競争入札事務処理要領を参考に策定したこともあり、同様なものとなっていたにも関わらず、運用方法において独自の解釈をするなどして、適正な運用を図ってこなかった。よって、指名競争入札の比率が、極端に多くなり偏ったものとなっていた。

○指名競争入札については、地方自治法施行令第167条に該当しないと実施することができないことになっているにも関わらず、以前からのルールを適用し、予定価格が概ね1億円未満の工事について執行を続けてきた。

○指名業者の選定にあたっては、誤った実績主義の考えのもと、本町の受注実績や指名回数を重視したために、選定が同じ業者に偏り、受注業者が固定化してしまっている。

○指名業者の選定にあたって、明快な基準や明確な選定理由がないことから、担当任せになったり、町長の意見が通ってしまった。

○指名選考委員会では、選考過程の秘密厳守を誤って判断したがために、議事録の保存を怠っていた。

○職員の入札制度の理解不足や法令順守の徹底が図られていない。

○入札制度に対する監視が不十分であり、不正があった場合の公益通報制度などの通報窓口がない。

◆その他

○専門技術者がいないことから、各種事業の把握や積算ができず、業者見積に頼る傾向がある。また、急を要する設計・積算業務を事前に、設計業者に過度な作業依頼をさせた。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく、適正な公表がなされていなかった。

4. 本件事案の発生後の富士川町の取組み

◆入札制度等あり方検討会

町幹部職員が、計4回の検討会を実施し、2つの改革案を取りまとめた。

○第1案：一般競争指名競争入札併用型

【一般競争入札】

対象事業 工事：予定価格 1000 万円以上

委託及び物品購入：予定価格 500 万円以上

入札方法 一般競争入札（事後審査型）とする

※技術的難易度が高く業者及び配置技術者の実績を求める場合及び特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施できる

【指名競争入札】

対象事業 工事：予定価格 1000 万円未満

委託及び物品購入：予定価格 500 万円未満

指名業者数

予定価格 500 万円未満 5 者以上

予定価格 500 万円以上 1000 万円未満 6 者以上

予定価格 1000 万円以上 7 者以上

※下限は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の額とし、又 予定価格が 1000 万円以上であっても、その事業の特殊性などを考慮し、指名競争入札を可能とする。

○第2案：一般競争入札のみとする

対象事業：1000 万円以上

入札方法：予定価格に応じて実施

(1) 予定価格が 2 億円以上の工事は通常の一般競争入札で実施する

(2) 予定価格が 2 億円未満の工事は一般競争入札（事後審査型）で実施する

※なお、2 億円未満の工事においても、技術的難易度が高く配置技術者の実績を求める場合及び特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施する。

◆職員研修

今回の事案を受けて、契約及び入札制度の再確認を図るため、全職員を対象とした研修会を実施した。・・・1月27日、28日

◆町内建設業者4業種（土木、建築、電気、水道）代表者との意見交換会

事件のお詫びと入札制度改革案に対する協力依頼・・・2月8日

4月からの暫定入札制度について・・・3月14日

◆暫定措置としての入札制度

事案発生後、富士川町では12月以降3回の入札を、現行制度のままで執行してきた。しかし、新たな入札制度の構築が遅れることで、町民の更なる不信感を増やさぬよう、4月以降に実施する入札制度は、一般競争入札の対象範囲を拡大することとし、現行制度の大幅な変更が必要ではない、入札制度等あり方検討会で取りまとめた第1案の「一般競争指名競争入札併用型」を暫定措置として、適用させることとした。また、指名競争入札の指名業者一覧表には、業者の選定理由の添付を義務付けた。

なお、契約及び入札の公表については、関連法令等の規定に基づき、公表方法の検討を行っている。

5. 再発防止策の提言

以下の文章については、委員さんの言葉で表現したいと考えます

◆一般競争入札について

地方自治法及び地方自治法施行令に鑑みれば、原理原則であることから、適正な執行に努める必要がある。また、公募型プロポーザル方式、総合評価方式など、多種多様な入札制度を駆使し、透明性のある、公正かつ公平な入札制度とすること。

なお、地元業者の受注機会の拡大や育成については、地域要件や設計金額などに鑑み対応すること。

◆指名競争入札について

地方自治法施行令第167条第1項各号に該当する場合に限り、認められている制度であり、廃止する必要はないが、今回の事件を受けて執行には、関係法令等を十分理解したうえで、執行すること。また、業者の選定理由など、過程の公表等に十分留意し可視化に努め適正な執行をすること。

◆指名選考委員会について

指名競争入札と同様、可視化に努め適正な執行をすること。

◆随意契約について

他市町村に比べ随意契約の件数が多いように思われるため、再度関係法令等に鑑み、適用の厳格化を図ること。また、入札契約適正化法に基づき、しっかりとした公表に努めること。

◆入札及び契約の適正化について

随意契約と同様、可視化に努め適正な執行をすること。

◆その他

電子入札の導入について、早急に検討し県内市町村と連携する中で、早期に実現すること。また、今回の事件は、町長の倫理的な欠如によるところが多にしていることから、町長並びに職員の倫理的な意識改革を図るための方策に努めるとともに、入札監視の強化及び公益通報制度窓口の設置を強く望む。

おわりに

今回の事件は、現金の授受が伴う総合建築設計事務所代表小林一と前富士川町長志村学の間で行われた官製談合防止法違反と加重収賄罪であり、町長の権限立場を利用した悪質な行為であるとは明白である。また、職員においても長年の慣例の中で実施してきた指名競争入札における事案であり、違法行為を防げなかったことについては、大いに反省すべきところがあり、早急に入札制度の改善をする必要がある。

そこで、本委員会は、このような忌々しき事態を二度と起こさないよう、事実関係その他実態把握をするとともに、再発防止に向けた入札制度等の改革の提言をした。

本提言の趣旨を十分理解し、今回の事件が個人の資質の問題であるなどとの安易な考えを捨て、同様の不祥事が再び起こらないよう、常に危機感を持ち町民の信頼回復のため、本提言が早期の実現されることを念願するものである。

最後に、地方自治の主役は町の皆さん自身であることを肝に銘じ、町長以下行政に携わる職員一丸となって、失われた信頼の回復に努め、真摯な取り組みをすることを懇願する。

令和4年 月 日

官製談合再発防止に係る第三者委員会

委員長 江 藤 俊 昭

委 員 土 橋 順

委 員 若 尾 和 成

◆総合建築設計事務所が2018年以降の受注状況

契約日	発注方法	事業名（業務名）	金額（税抜き）	落札率（％）	備考（指名業者・参加業者）
2018年 5月16日	指名競争	富士川町町民体育館解体工事等設計業務	1,100,000	74.58	(有)アート建築工房、(有)木村設計、(株)土谷設計事務所、 NS建築設計事務所、(株)雨宮建築設計事務所、 総合建築設計事務所
2018年 7月11日	指名競争	富士川町学校給食センター実施設計業務	21,400,000	96.83	(株)土谷設計事務所、(株)雨宮建築設計事務所、 (株)進藤設計事務所、(株)山形一級建築士事務所、 (有)竜巳一級建築事務所、総合建築設計事務所
2019年 3月27日	公募型 プロポーザル	富士川町新庁舎建設基本設計業務	20,000,000	—	(株)雨宮設計事務所天野建築設計事務所共同企業体 (株)馬場設計(株)土谷設計事務所共同企業体 (株)山形一級建築士事務所総合建築設計事務所共同企業体
2019年 4月24日	随意契約	富士川町学校給食センター施工監理業務	12,000,000	—	総合建築設計事務所
2019年 7月29日	随意契約	富士川いきいき スポーツ公園管理棟建築主体監理業務	1,266,000	—	総合建築設計事務所
2020年 5月27日	随意契約	富士川町新庁舎建設実施設計業務	87,100,000	—	総合建築設計事務所
2021年 1月27日	指名競争	道の駅富士川 加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務	3,160,000	94.89	(株)土谷設計事務所、(株)進藤設計事務所、 (株)山形一級建築士事務所、(有)竜巳一級建築事務所、 総合建築設計事務所
2021年 2月19日	随意契約	新庁舎省エネルギー性能（BELS）評価申請業務	301,000	—	(株)山形一級建築士事務所総合建築設計事務所共同企業体
2021年 4月12日	随意契約	道の富士川 加工室増築工事及び店舗改修工事实施設計業務	7,210,000	—	総合建築設計事務所
2021年 4月22日	指名競争	富士川町農業体験宿泊施設建設工事設計業務	5,200,000	95.06	(株)土谷設計事務所、(株)進藤建築設計事務所、 (株)山形一級建築士事務所、(有)竜巳一級建築事務所、 カワニ建築設計事務所、総合建築設計事務所
2021年 8月23日	随意契約	道の富士川 加工室増築工事及び店舗改修工事監理業務	3,235,000	—	総合建築設計事務所…10月1日契約解除
2022年 8月25日	随意契約	富士川町 農業体験宿泊交流施設建設工事監理業務	684,000	—	総合建築設計事務所…10月1日契約解除

162,656,000

年度別契約一覧表

	年間保守	随 意 契 約			計
		工 事	委 託	物 品	
令和3年度	168 件	151 件	102 件	33 件	454 件
令和2年度	158 件	157 件	142 件	63 件	520 件
令和元年度	206 件	169 件	136 件	45 件	556 件
平成30年度	196 件	166 件	139 件	34 件	535 件
平成29年度	201 件	167 件	99 件	43 件	510 件

年度別落札率

	全 体		委 託		物 品		工 事									
	落札率	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数	工 種 別							
									土 木		建築・設備等		舗 装		水 道	
									落札率	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数
令和2年度	92.4%	133件	92.9%	40件	79.1%	26件	97.2%	67件	97.9%	28件	96.6%	23件	96.6%	11件	97.0%	5件
令和元年度	94.6%	119件	91.4%	32件	87.4%	8件	96.6%	79件	97.7%	31件	95.8%	26件	95.5%	14件	96.8%	8件
平成30年度	94.7%	160件	92.7%	45件	94.1%	9件	97.8%	106件	98.4%	35件	96.1%	36件	96.1%	17件	95.9%	18件
平成29年度	93.6%	152件	87.5%	43件	91.4%	8件	96.4%	101件	97.9%	44件	95.0%	28件	96.2%	19件	93.8%	10件
平成28年度	91.8%	140件	92.1%	42件	91.1%	10件	91.8%	88件	97.1%	45件	75.5%	17件	96.1%	13件	94.2%	13件

1 随意契約の設定金額

	甲府市※		富士吉田市		都留市		山梨市		大月市	
工事	130	万円未満	100	万円未満	130	万円未満	---	万円未満	130	万円未満
委託	50	万円未満	50	万円未満	50	万円未満	---	万円未満	130	万円未満
物品	50	万円未満	80	万円未満	50	万円未満	---	万円未満	80	万円未満

	韭崎市※		南アルプス市※		北杜市		甲斐市		笛吹市	
工事	130	万円未満	130	万円未満	130	万円未満	130	万円未満	130	万円未満
委託	50	万円未満	50	万円未満	150	万円未満	50	万円未満	50	万円未満
物品	80	万円未満	80	万円未満	80	万円未満	80	万円未満	80	万円未満

	上野原市※		甲州市		中央市	
工事	50	万円未満	100	万円未満	130	万円未満
委託	50	万円未満	50	万円未満	50	万円未満
物品	50	万円未満	20	万円未満	80	万円未満

その他

甲府市 委託については、公共工事に関する測量・設計等、業務委託については物品に準じて実施

韭崎市 地方自治法施行令第167条の2第1項のいずれかに該当する場合は金額にとらわれず随意契約

上野原市 130万円未満の建設産業部発注工事については現課による随意契約も可

南アルプス市 物品のうち物品の借入は40万円未満、財産の買入は80万円未満

2 指名競争入札の設定金額

	甲府市				富士吉田市			
工事	130	万円以上	1,000	万円未満	100	万円以上	3,000	万円未満
委託	50	万円以上	3,000	万円未満	50	万円以上	3,000	万円未満
物品	50	万円以上	200	万円未満	80	万円以上	3,000	万円未満

	都留市				山梨市			
工事	130	万円以上	2,000	万円未満	---	万円以上	5,000	万円未満
委託	50	万円以上	---	万円未満	---	万円以上	---	万円未満
物品	50	万円以上	---	万円未満	---	万円以上	---	万円未満

	大月市				韮崎市※			
工事	130	万円以上	5,000	万円未満	130	万円以上	3,000	万円未満
委託	130	万円以上	---	万円未満	50	万円以上	1,000	万円未満
物品	80	万円以上	---	万円未満	80	万円以上	1,000	万円未満

	南アルプス市※				北杜市			
工事	130	万円以上	1,000	万円未満	130	万円以上	3,000	万円未満
委託	50	万円以上	500	万円未満	50	万円以上	2,000	万円未満
物品	80	万円以上	500	万円未満	80	万円以上	2,000	万円未満

	甲斐市				笛吹市			
工事	130	万円以上	---	万円未満	---	万円以上	---	万円未満
委託	50	万円以上	---	万円未満	---	万円以上	---	万円未満
物品	80	万円以上	---	万円未満	---	万円以上	---	万円未満

	上野原市				甲州市			
工事	50	万円以上	500	万円未満	100	万円以上	5,000	万円未満
委託	50	万円以上	1,000	万円未満	50	万円以上	---	万円未満
物品	50	万円以上	1,000	万円未満	20	万円以上	---	万円未満

	中央市			
工事	130	万円以上	3,000	万円未満
委託	50	万円以上	---	万円未満
物品	80	万円以上	---	万円未満

その他

韮崎市 物品(賃貸借)の場合は総額40万円以上で指名競争入札

南アルプス市 物品のうち物品の借入は40万円未満、財産の買入は80万円未満

3 一般競争入札の設定金額

	甲府市		富士吉田市		都留市		山梨市		大月市	
工事	1,000	万円以上	3,000	万円以上	2,000	万円以上	5,000	万円以上	5,000	万円以上
委託	3,000	万円以上	3,000	万円以上	---	万円以上	---	万円以上	---	万円以上
物品	200	万円以上	3,000	万円以上	---	万円以上	---	万円以上	---	万円以上

	韮崎市		南アルプス市		北杜市		甲斐市※		笛吹市	
工事	3,000	万円以上	1,000	万円以上	3,000	万円以上	130	万円以上	130	万円以上
委託	1,000	万円以上	500	万円以上	2,000	万円以上	50	万円以上	50	万円以上
物品	1,000	万円以上	500	万円以上	2,000	万円以上	80	万円以上	80	万円以上

	上野原市		甲州市		中央市※	
工事	500	万円以上	5,000	万円以上	3,000	万円以上
委託	1,000	万円以上	---	万円以上	---	万円以上
物品	1,000	万円以上	---	万円以上	---	万円以上

甲斐市 条件付き一般競争入札を原則として執行

中央市 業務委託や物品購入等の案件で特殊性又は専門性等の事情により一般競争入札にすることが適当と認めるものは3,000万円以下でも一般競争入札で実施。

4 予定価格

	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市
工事	公表※	公表※	事後公表	事前公表	非公表
委託	非公表	公表※	事後公表	事前公表	非公表
物品	非公表	事後公表	事後公表	事前公表	非公表

	韭崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市
工事	事後公表	事前公表	事前公表	事前公表	事後公表
委託	事後公表	事前公表	事前公表	事後公表	事後公表
物品	事後公表	事後公表	事前公表	事後公表	事前公表

	上野原市※	甲州市	中央市
工事	事前公表	事前公表	事前公表
委託	非公表	事前公表	事前公表
物品	非公表	非公表	事後公表

甲府市 事前公表(一般競争入札)、事後公表(指名競争入札)

富士吉田市 事前公表(工事・委託の指名分)、事後公表(工事・委託の一般分)

上野原市 委託について100万円以上の測量コンサル業務のみ事前公表

5 最低制限価格

	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市
工事	あり※	あり	なし	あり※	あり
委託	あり※	なし	なし	なし	あり
物品	なし	なし	なし	なし	なし

	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市
工事	あり	あり	あり	なし※	あり
委託	なし	あり※	なし	なし	あり
物品	なし	なし	なし	なし	なし

	上野原市	甲州市	中央市
工事	あり	あり※	あり
委託	あり※	なし	なし
物品	なし	なし	なし

甲府市

指名競争入札はあり、一般競争入札については低価格調査制度実施(工事)、建築の設計業務のみあり(委託)

山梨市

工事に関して最低制限価格は管財課・主管課執行を問わず管財課で算出。

南アルプス市

工事に係る委託のみ設定、その他はなし。

甲斐市

工事のみ低入札調査基準価格を導入

上野原市

一部の委託業務において最低制限価格適用

甲州市

要綱は定めているものの、運用は一般競争(5000万以上)に適用

6 一般競争入札の設定金額の変更予定の有無

	甲府市		富士吉田市		都留市		山梨市		大月市	
変更の有無	なし		なし		なし		なし		なし	
金額	---	万円以上	---	万円以上	---	万円以上	---	万円以上	---	万円以上

	韮崎市		南アルプス市		北杜市		甲斐市		笛吹市	
変更の有無	なし		なし		なし		なし		なし	
金額	---	万円以上	---	万円以上	---	万円以上	---	万円以上	---	万円以上

	上野原市		甲州市※		中央市	
変更の有無	なし		あり		なし	
金額	---	万円以上	1,000	万円以上	---	万円以上

甲州市

令和4年度から実施予定、金額未定

◆山梨県の入札制度

○入札参加資格について

建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等により、資格審査を実施している。この審査では、建設業許可、経営状況審査また企業評価などを業種ごとに実施する。

この審査を通った者が、公共事業の入札参加申請が提出できることとなる。

○電子入札制度

県では、電子入札制度を採用しているため、業者への連絡など情報提供は、全てシステム上で処理される。

○一般競争入札

対象工事：予定価格 1 千万円以上

入札方式：予定価格 3 億円以上 通常一般競争入札

予定価格 3 億円未満 一般競争入札（事後審査型）

上記規定にかかわらず 3 億円未満の工事においても技術的難易度が高く企業及び配置予定技術者の実績を求める必要がある場合並びに特定建設工事共同企業体により工事を施工する場合に係る一般競争入札は、通常一般競争入札とする。

○一般競争入札参加資格設定要領

設計金額や地域要件（本店支店の所在など）により、参加業者を 20～30 者程度に選定する。なお、企業の施工実績、配置予定技術者の資格・施工実績、その他の入札参加項目（総合評定、特定建設業許可）なども考慮する。

業種	設計金額	本店所在地
土木一式	8 千万円以上	県内全域
	2 千万円以上 8 千万円未満	各建設事務所管内
	2 千万円未満	各建設事務所管内（支所も単独とする）
建築一式	7 千 5 百万円以上	県内全域
	7 千 5 百万円未満	中北建設事務所、峡南建設事務所、 峡東建設事務所及び富士東部建設 事務所管内
電気・管	1 千万円以上	県内全域
舗装	1 千万円以上	県内全域

○指名競争入札

地方自治法施行令第 167 条第 1 項各号に該当する工事等において実施してい

るため、ほとんど一般競争入札となっている。また、指名競争入札の工事等は、出先機関での取り扱いが多いため、各建設事務所の判断で実施している。

○山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱

県では、この要綱で入札対する方針、参加資格、資格の審査などを謳い、業者の施工能力や格付けしたうえで、金額に応じた等級を定め、入札参加資格や指名業者の選定を行っている。業種の区分は、土木、建築、電気、管、舗装の5業種で、格付けはA～Dまでの4段階である。

○指名競争入札の業者選定

入札制度合理化対策に基づき、各業種の業者に対して工事等の設計金額により、格付けにあった業者を事務的・機械的に選定している。なお、格付け、地域要件、施工実績及び配置予定技術者の施工実績等も考慮する。

事務的・機械的に選定業者を決めるので、知事や議員からの介入があっても、変更があったことが一目でわかるため、横やり介入の防止になっている。

メリット

- ・電子入札システムを採用のため、業者への情報提供や連絡が即座に行え、入札執行の件数によらず、事務的に対応ができる…県
- ・対面での入札が必要ないため、時間の制約がない…県
- ・一般競争入札は、透明性、公平性が担保できる…原則
- ・一般競争入札は、業者選定事務が要らない…一般的
- ・指名競争入札の業者選定は、事務的・機械的と名簿順のような選定方法を行うため、不当な介入がなく官製談合防止につながっている…県
- ・信頼できる業者を指名できるため、不調が少なく事務量が少ない…一般的
- ・指名競争入札では、地元業者等中小の業者に受注機会を与えられる…一般的

デメリット

- ・電子入札は、導入費や維持管理費に多額の費用が掛かる…町
- ・一般競争入札は、地元業者から受注機会が減るなどの不満がある…町
- ・一般競争入札で不調等があった場合、再執行までに時間が要する…一般的
- ・指名競争では、町の場合競争の確保など業者選定準が難しい…町
- ・専門的な職員が少なく、入札制度等の知識が低い…町